

○伊奈町環境審議会規則

平成12年12月27日

規則第37号

改正 平成13年3月30日規則第22号

改正 令和 6年8月21日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊奈町環境基本条例（平成12年条例第28号）第23条の規定に基づき、伊奈町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、
会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。